

小規模多機能型居宅介護（短期利用）重要事項説明書

介護予防小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

1. 施設運営法人

- ① 法人名 NPO 法人 生活支援センター オアシス
- ② 住 所 長野県須坂市大字小河原2327-1
- ③ 電話番号 026-245-8882
- ④ 代表者氏名 理事長 浅井 由佳
- ⑤ 設立年月日 平成12年10月18日

2. 利用施設について

- ① 小規模多機能ホーム名称 「悠々オアシス」
- ② 所 在 地 長野県須坂市大字小河原字北組沖1564-1
- ③ 電話番号 026-247-0881
- ④ 介護保険事業所番号 2090700028
- ⑤ 管理者 関谷 公典
- ⑥ 運営方針 通いを中心として、要支援者及び要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊等組み合わせサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めます。
- ⑤ 開設年月日 平成19年5月1日

3. 施設の設備

(1) 施設設備の概要 当施設では、以下の居室・設備を用意しています。

室 名	室 数	説 明
居室（定員1名）	5	洗面・クローゼット・出窓つき
リビング・ダイニング・キッチン	1	システムキッチン（IH） テレビ・ウッドテラス ホール（食堂）
サービスステーション	1	事務室
浴 室	1	福祉施設用バス 全身シャワー
脱 衣 室	1	
洗濯リネン室	1	洗濯・乾燥機
ト イ レ	4	車椅子対応 3ヶ所
多目的室	1	宿泊可能（2名）

上記の居室・設備は、厚生省が定める基準を超える面積を確保しています。

- ・この建物は、化学物質を排除する、工法（WB工法）で施工しています。

(2) 利用料金について

小規模多機能居宅介護保険適用分（1ヶ月） 短期利用居宅介護保険適用分（1日）

要介護度	介護料金自己負担額	要介護度	介護料金自己負担額
要介護1	10,458円	要介護1	572円
要介護2	15,370円	要介護2	640円
要介護3	22,359円	要介護3	709円
要介護4	24,677円	要介護4	777円
要介護5	27,209円	要介護5	843円

介護予防 小規模多機能居宅介護保険適用分（1ヶ月） 介護予防 短期利用居宅介護保険適用分（1日）

介護予防	介護料金自己負担額	介護予防	介護料金自己負担額
要支援1	3,450円	要支援1	424円
要支援2	6,972円	要支援2	531円

- ・ 上記記載の利用金額は1割負担の場合で、2割及び3割負担の場合は、その2倍・3倍の額となります。
- ・ 最初の30日間においては、上記料金に初期加算として1日30円が加算されます。
- ・ サービス提供体制強化加算Ⅰとして、1ヶ月750円加算されます。
- ・ 若年性認知症利用者受入加算は1ヶ月800円、介護予防は1ヶ月450円加算されます。
- ・ 認知症加算Ⅲは1ヶ月760円、認知症加算Ⅳは1ヶ月460円がそれぞれの認知状態により、加算されます。
- ・ 訪問体制強化加算1か月1,000円が加算されます。
- ・ 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ、1か月1,200円が加算されます。
- ・ 科学的介護推進体制加算として、1ヶ月40円加算されます。
- ・ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定合計金額の14.9%を乗じた金額。
- ・ 他のディサービスや訪問介護との併用はできません。
但し、訪問診察・看護、訪問リハビリ、福祉用具貸与等は利用できます。
- ・ 食費 1日あたり 朝食：300円 昼食：500円 夕食：500円 おやつ：100円
 - ① 利用者が希望した特別な食品、おやつ等 実費負担
 - ② おむつ代 実費をご負担いただきます。
 - ③ アクティビティ代等利用者負担が適当と認められる費用
 - ④ 宿泊代 2,500円（1泊）
 - ⑤ 共益費 250円（1泊）シーツ・カバー、衣類等の洗濯代金

(3) 利用料金の支払い方法

上記利用料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、前月分を翌月10日までにご請求しますので、末日までに当施設窓口又は振込払いのいずれかの方法でお支払い下さい。
（契約月が1ヶ月に満たない場合は、利用日数に基づいて日割り計算した金額とします）

4. 職員の配置状況

職 種	資 格	配 置 数	業 務 内 容
管 理 者	看護師	1名(兼務)	業務全般の統括
計画作成担当者	介護支援専門員	1名(兼務)	介護サービスの計画
計画作成担当者 健康管理者	介護支援専門員 看護師	2名	介護サービスの計画 健康管理
介 護 職 員	介護福祉士 ホームヘルパー	10名以上	日常生活の介助・援助

管理者と計画作成担当者は兼務

早番：7:00～16:00 日勤：8:00～17:00 日勤2・訪問：8:30～17:30

日遅：10:30～19:30 遅番：15:30～19:30

夜勤：16:45～8:45（19:30～7:00までは夜勤者1名となります）

※ 宿直職員は設けませんが、夜間の訪問サービス提供に当たり、勤務表の訪1・訪2の順番で、施設から訪問依頼があった時利用者宅への訪問を行います。

5. 営業日及び営業時間

(1) 営業日 1年を通じて毎日営業（休業日は設けない）

(2) 営業時間 午前8時から午後5時まで

① 通いサービス 午前9時から午後4時まで

② 宿泊サービス 午後4時から午前9時まで

③ 訪問サービス 24時間

6. 登録定員及び利用定員

登録定員 29人

通い（1日）18人 概ね

宿泊（1日）9人

通常の事業の実施地域 須崎市・小布施町・高山村

7. サービス内容

(1) 食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練（生活リハビリ）を行います。

(2) 健康管理 利用者の健康状態を把握し、関係医療機関等との連携を行います。

サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

8. サービス利用に当たっての留意事項

(1) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては入浴サービス等中止する場合があります。

(2) 利用日当日に欠席をする場合には、前日もしくは当日8時30分までに事務所に連絡してください。

- (3) サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあります。
- (4) 宿泊利用の場合、生活に必要な最小限の身の回り品をご持参ください。また、記名をお願いします。現金の持ち込みは特に必要がありませんので、ご遠慮願います。
- (5) 施設では見守り介護に十分な配慮をいたしておりますが、ご利用者の状態によっては施設の責に帰さないやむを得ない不慮のケガや事故がおきる場合もあります。その場合は速やかにご家族へ連絡をとり、医師への対応等を行います。ご協力いただきますようお願い申し上げます。

9. 身体的拘束

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行いません。緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。当該記録は2年間保存します。

身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を、3ヶ月に1回開催すると共にその結果について、介護従事者その他の従事者に周知徹底を図ります。

10. 協力医療機関

- ① 旭町医院 須坂市上中町183
- ② 信州医療センター 須坂市大字須坂1332
- ③ 旭ヶ丘歯科クリニック 須坂市旭ヶ丘町2113-4

11. 苦情処理

(1) 利用者からの相談、苦情等に対応する常設の窓口

(ア) 当事業所に常設の窓口を設け、担当者が対応します。

苦情処理担当者名 関谷公典 橋本恵美子

当事業所の住所・電話は、次のとおりです。

住所.....長野県須坂市大字小河原1564-1.....

Tel.....026-247-0881..... fax.....026-247-0882.....

(イ) 窓口開設は、午前：9時から 午後：5時までとします。ただし緊急の場合は、24時間体制で対応します。

(ウ) 玄関入り口事務所に設置された「ご意見箱」に投函し、文章で申し出ることが出来ます。

(エ) 他に苦情相談窓口として、市町村介護保険担当課及び長野県国民健康保険団体連合会があります。

須坂市 026-248-9020 長野県 026-235-7121

国保連 026-238-1580

(2) 苦情処理手順

- ① 窓口で事業実施地域保険者(市町村)からの質問、照会及び利用者・家族からの相談、苦情を受けたときは、その内容を確認の上、記録簿に記載し担当者ならびに管理者に連絡し迅速に対応します。

- ② 同時に事実関係を確認し、その原因を究明の上対処策を講じ、利用者に対し説明し理解を得、解決をはかります。なお苦情処理の結果を記録し再発防止に努めます。
 - ③ 苦情に関する保険者（市町村）及び国民健康保険団体連合会の調査が行われるときは、その調査に協力するとともに、保険者（市町村）及び国民健康保険団体連合会の指導、助言に従い必要な改善を行います。
- (3) 職員に対する苦情処理対応の研修計画等
- ① 年2回、事業所内において実務研修を実施します。なお新入職員については、新入者研修を行います。
 - ② 県・市又は福祉団体等が行う苦情処理対応の研修会等に参加できる勤務体制をはかります。

12. 事故発生時の対応

利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村・当該利用者の家族に必要な処置を講じるものとします。

利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し損害賠償を行います。

13. 第三者評価の実施について

当施設は、第三者評価を受けてはいません。毎年自己評価を行っています。

14. 非常時災害対策

災害・地震・水害等の非常災害に関して、「須坂市防災計画」に準じて危機管理対応マニュアルを策定し、防火管理者を置きます。災害時の対応、防災設備の点検・管理・定期的な防災訓練、職員に対する防災教育を行います。又、須坂市消防署及び地域の消防団との連携を、日頃より図ることに努めています。

※ 上記の内容については、今後改定されることがあります。

平成 21 年	4 月	介護報酬改定に伴う加算体制について	改正
平成 27 年	4 月	介護報酬改定に伴う加算体制・短期利用料金について	改正
平成 30 年	8 月	介護予防事業所指定を受けて	改正
令和 元年	9 月	介護報酬改定に伴う加算体制について	改正
令和 4 年	1 月	須坂市の指導により	改正
令和 4 年	3 月	介護報酬改定に伴う加算体制について	改正
令和 4 年	6 月	介護支援専門員	1 名追加
令和 5 年	10 月	介護支援専門員	1 名追加